令和２年第２回仁淀川町議会定例会付議事件

（付議事件）

１．議案第３号　　町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

２．議案第４号　　仁淀川町学校教育施設整備基金条例について

３．議案第５号　　仁淀川町交流センター設置及び管理に関する条例について

４．議案第６号　　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例について

５．議案第７号　　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

６．議案第８号　　仁淀川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例について

７．議案第９号　　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

８．議案第10号　　仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

９．議案第11号　　仁淀川町地方創生基金条例の一部を改正する条例について

10．議案第12号　　仁淀川町保健（福祉）センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

11．議案第13号　　仁淀川町高齢者総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

12．議案第14号　　仁淀川町シェアオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

13．議案第15号　　仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

14．議案第16号　　仁淀川町区長及び地域長設置条例を廃止する条例について

15．議案第17号　　仁淀川町行政不服審査会条例を廃止する条例について

16．議案第18号　　仁淀川町立中央公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

17．議案第19号　　仁淀川町内職センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につ

閲覧用

いて

18. 議案第20号　仁淀川町残土処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

19. 議案第21号　令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第５号）について

20. 議案第22号　令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

21. 議案第23号　令和２年度仁淀川町一般会計予算について

22. 議案第24号　令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について

23. 議案第25号　令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について

24. 議案第26号　令和２年度仁淀川町介護保険特別会計予算について

25. 議案第27号　令和２年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について

26. 議案第28号　令和２年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について

27. 議案第29号　令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について

28. 議案第30号　令和２年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について

29. 議案第31号　行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の委託について

30. 議案第32号　高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

31. 議案第33号　高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について

32. 議案第34号　高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について

閲覧用

令和２年第２回仁淀川町議会定例会会議録（第１号）

令和２年３月３日（火曜日）　　　　　　　　　　　　　　　　１０時００分開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１時２７分散会

出席議員（10名）

１番　議　員	竹本文直	２番　議　員	西森常晴
３番　〃	岡田良成	４番　〃	片岡智準
５番　〃	大野　弘	６番　〃	西森久雄
７番　〃	野村安夫	８番　〃	左京憲昌
９番　〃	藤﨑源彦	10番　〃	若藤敏久

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	若藤美紀	税務課長	片岡　博
町民課長	津野　彰	保健福祉課長	片岡明徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒木紀和	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	古味　実
仁淀総合支所長兼地域振興課長	坪内武則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	藤村信介	池川地域振興課長	古味仁志

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智

閲覧用

午前１０時００分　開会

○議長　おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和２年第２回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、２番、西森常晴君、３番、岡田良成君を指名いたします。

日程第２、会期決定の件を議題とします。

本件につきましては、２月25日の議会運営委員会で協議をいただいております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長　おはようございます。議長の許可をいただきましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告等、検討をいたしました。その結果、会期は本日から６日までの４日間とし、１日目の本日は、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明を受け、散会の後、議場において大崎診療所の建てかえについてほか４件の事業等の説明及び当初予算の精査ほかの全員協議会を行います。２日目は休会、３日目は午前10時より一般質問を行います。４日目、最終日は付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について３回まで、質問時間は原則として１人１時間、質疑の回数も同一議題は３回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長　委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から６日までの４日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６日までの４日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりでございます。ご承認を願います。

閲覧用

日程第３、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に関係書類を保管しておりますので、ご了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第198条の４第１項の規定により仁淀川町監査基準を定め、同条第３項の規定により通知がありましたので、お手元に配付しております。

なお、令和元年第４回定例会で議決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので、ご報告をいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。大石町長。

○町長　おはようございます。本日は、令和２年第２回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、令和２年度予算案について、令和２年度一般会計予算案の総額は、平成31年度当初予算総額67億4,678万4,000円に対し71億3,784万2,000円と、３億9,105万8,000円、率にして5.8％の増となっております。この増額は、大崎診療所建てかえ工事の発注による令和２年度の工事費や、ＣＴ等医療機器購入費、中央公民館の改修にあわせ、地域交流の振興を図ることなどを目的に活動ができる施設、仁淀川町交流センターへ用途変更するための耐震改修工事及び備品購入費、仁淀川町内職センター等の用途変更を行い移住定住住宅等として活用するための空家活用改修事業などが要因となっております。

歳入では、森林環境譲与税の前倒しによる増額や、大崎診療所の建てかえ工事など、大規模な事業への財源として有利な町債の借り入れによる増額を見込むとともに、自主財源不足を補うために、財政調整基金２億3,800万円余りの取り崩しや、公債費の財源として減債基金9,000万円の取り崩しを行い、繰り入れることとして調整しております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税において地方財政計画の伸びが見込まれたものの、合併特例措置の終了に向けた激変緩和措置の縮減を考慮し、減額を見込んでおります。これらにより、地方交付税全体では昨年度より2,000万円減の33億3,000万円を見込んでおり、地方交付税が歳入全体に占める割合は、昨年の49.7％から３ポイント低い46.7％となりましたが、依然、地方交付税への依存度が高い構造となっております。

閲覧用

このように財源の確保が厳しい状況ではありますが、新年度予算においても、子育て支援や教育環境の整備、住民の福祉対策などを継続しながら、選択と集中をした予算が編成できたものと考えております。

そのほか、新年度予算には、森林環境譲与税を活用した間伐材等流通促進事業費補助金や林業家育成事業費補助金、道整備交付金事業、町道椿山線測量設計委託、橋梁点検委託、地方創生道整備推進交付金事業、防火用水用の耐震性貯水槽新設工事などを計画しております。

次に、仁淀川町における新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告させていただきます。

皆さんもご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和２年３月２日10時半時点での国内におけるクルーズ船等を含む感染者数が962名となり、高知県内においても２名の感染者が確認されておりましたが、昨日、県内で新たな感染者が１名確認され、３名となっております。

本町では、日々変化する状況の中、県からの情報提供を受け、対策を講じており、２月28日には新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、決定した対応事項を町職員などに通知しました。内容につきましては、資格取得等どうしても必要な場合を除き、職員の県外出張を認めないことや、長時間同じ場所で接する懇談会や親睦会などへの職員の参加を自粛し、クラスターと呼ばれる感染症の集団が発生するリスクを避けるよう要請しております。また、イベントや研修会などについては、その必要性を検討し、中止や延期を求め、どうしても開催しなければならない場合は、感染症対策が十分とれる体制づくりをお願いすることとしております。新型コロナウイルスの感染症拡大が続く中、当分の間、これらの対策を講じることとし、状況の変化に対応してまいります。

住民の皆様におかれましては、冷静な対応をお願いするとともに、感染症の予防という観点から、通常のインフルエンザや風邪の予防と同じように、手洗いの励行やせきエチケットといった基本的な感染症予防に取り組んでいただき、感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。また、国や県が発信する正確な情報を収集していただき、冷静な行動をお願いいたします。

なお、本町としましては、県等からの通知に従い、リーフレット等を用いて、随時、町内関係各所への周知及び回覧などにより、住民の皆さんへの情報発信を行ってまいります。

次に、簡易水道事業経営戦略策定と今後の事業運営についてご報告させていただきます。

閲覧用

簡易水道事業を取り巻く環境は、人口減による収益減少のほか、南海トラフ地震に対しての管路、施設の耐震化や老朽化の布設がえなどのさまざまな課題が顕著となっております。こうした状況の中、本年度は適切なアセットマネジメントと財務の健全性確保の両立を目指し、計画期間を令和元年度から令和10年度の10年間とした中・長期的な投資、財政計画を踏まえた経営戦略を策定いたしました。

この策定した経営戦略の中で、今後の収支見通しは赤字が継続し、現状のままでは、将来にわたり持続可能な簡易水道事業の継続が困難となることが明らかとなりました。このため、時期を失せず早急に赤字を解消し、経営健全化に向けた取り組みを進めていく必要があることから、令和３年度には適正な料金水準に改定し、財源を確保してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議案等について、今議会に提案しております32件の案件の内訳は、条例の制定議案５件、条例の一部改正議案８件、条例の廃止議案５件、補正予算の議案２件、令和２年度当初予算の議案８件、事務の委託に関する議案１件、一部事務組合の規約の変更等に関する議案１件、一部事務組合の財産処分に関する議案２件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長　次に、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長　おはようございます。それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況についてご報告します。

これから各校では卒業式のシーズンを迎えるわけですが、皆さんもご存じのように、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、２月27日に安倍首相が全国の小中学校等に３月２日からの学校休業を要請する表明を行いました。翌日には、これを受けて、高知県が県立学校を３月４日から休業とすることを決定し、県下の市町村にも同様の対応を行うよう依頼がありました。本町でも同日に臨時校長会を行い、３月４日から春休みまでを臨時休業としたところでございます。卒業式につきましては、計画していた日に開催する予定で、感染対策の徹底や参加者の調整等を検討中ですが、規模を縮小しての開催はやむを得ないものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。入学式以降については、今後の状況を見ながらの対応となると考えております。

なお、保護者が休みをとりづらいといった家庭の児童のために、放課後子ども教室を開

閲覧用

所することとしております。また、新年度の児童生徒数の動向につきましては、小学校は３校合計で25人が卒業して23人が入学し、児童総数は154人となる見込みで、中学校は２校合わせて21人が卒業して25人が入学し、生徒総数は75人となる見込みでございます。

続いて、ＧＩＧＡスクール事業についてご報告いたします。

これは、新しい時代の教育に必要な子供たち一人一人の個別最適化された学びや創造性を育む教育を実現するために、児童生徒１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する事業で、12月13日に閣議決定され、令和元年度補正予算として措置されました。事業年度は令和５年度までですが、通信ネットワーク整備は今回の補正予算でのみ対象となり、端末整備については５年度まで可能となっています。２年度から小学校で、３年度から中学校で完全実施される新しい学習指導要領では、プログラミング教育が必修科目となり、デジタル教科書の活用もスタートします。本町におきましても、子供たちの学習環境を充実させ、これからのＩＣＴ時代に対応できる人材を育成するために、補正予算に計上して環境整備を図ることとしております。

次に、教職員の働き方改革についてですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が昨年12月11日に改正され、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされるとともに、休日のまとめどりが可能となりました。市町村でも、月45時間、年360時間の在校時間の上限を規則等で定め、２年度から教師の勤務時間の適正化を進めることや、３年度から地方公共団体の判断で休日のまとめどりが可能となるよう、１年単位の変形労働時間制が適用できる条例整備を行うことなどが盛り込まれています。教育委員会でも法改正に基づく例規整備を行うとともに、委員会や学校の行事等について精査を進め、行事の削減、縮小、効率的な実施に努め、教職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。今後、保護者や地域の方々にもご理解をいただきながら協力や支援をお願いする必要があるのではないかと思っております。

続きまして、中央公民館の耐震改修工事についてご報告します。

12月議会において、設計での概算事業費が３億585万5,000円となったことを報告させていただいた後、詳細な部分も含めて内容を再検討した結果、２億5,769万7,000円となりました。当初予算におきまして、設計監理委託料594万円及び備品購入費3,622万1,000円とともに予算計上させていただいております。

また、池川保育園の新築工事につきましては、１月28日に入札を行いましたが、３回目までの入札が全て不調となり、最終的に一番低い価格を入れた業者と協議を行い、設計金

閲覧用

額で随意契約を結びました。施工していただくのは有限会社尾崎建設興業で、工期は11月末を予定しております。間もなく工事が本格的に始まりますので、近隣住民の方には何かとご不便やご迷惑をかける場合もあるかと思いますが、早期完成を目指してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、保育所の保育士不足の問題についてご報告します。

近年、全国的な保育士不足となっており、本町においても例外ではないことをこれまでも議会等で報告してきましたが、その後、社会福祉協議会が養成学校への訪問や現地見学・説明会などを行いましたところ、多くの参加者があり、現時点で新規採用として正職員５名と臨時職員１名を雇用する予定となっております。今後は人材育成に力を入れるとともに、町外出身者のための住宅確保にも積極的に取り組み、保育環境の充実につなげていきたいと考えております。

最後に、本定例会に提案させていただいております予算等の主なものについてご説明します。

まず、当初予算ですが、教育振興費として、小学校での新学習指導要領の完全実施に伴い、英語が教科化されるため、ＡＬＴを１名増員する費用や、ことし１月に転校してきた病弱児のための看護師資格を持った特別教育支援員１名の増員、学校現場のＩＣＴ化に対応するための支援員１名の増員などで736万円、今後の教育施設の老朽化等に伴う施設整備のための要件となっております学校施設長寿命化計画策定委託料220万円、小学校３校での新学習指導要領の完全実施に伴い改定された教科書等の購入費510万8,000円、きぼうの桜の寄贈地である南あわじ市の小学校との交流経費20万7,000円、文化振興費では地域振興基金などを活用した文化継承活動補助金として、秋葉祭りや神楽保存会等に1,629万2,000円、体育施設費では大崎の町民運動場のグラウンドの土の入れかえ費用500万円や、今年度、池川体育館に購入して利用効果があった大型冷風扇の購入費90万円などとなっております。

補正予算につきましては、ＧＩＧＡスクール事業に関するネットワーク環境整備費2,943万6,000円と、ｉＰａｄ等の情報機器購入費458万3,000円、長者小学校の遊具点検において老朽化による危険度が指摘されたことから、撤去及び新遊具の設置費として96万2,000円を計上しております。

適切なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

閲覧用

○議長　引き続き、仁淀川町議会基本条例検討特別委員会所管事務調査について、委員長の報告を求めます。所管事務調査については、委員長の報告のみといたします。仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長、藤﨑源彦君。

○藤﨑仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長　それでは、仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長、藤﨑源彦でございます。議長の許可を得ましたので、委員会調査報告をいたします。

本委員会の調査事件について、調査の結果を会議規則第76条の規定により報告します。本委員会は、町民の意思を町政に的確に反映させ、住民福祉の増進及び町政の発展に寄与するため、議会の役割の明確化、議会活動の活性化、開かれた議会の実現などを柱とした議会基本条例の策定に向けて調査研究を行ったものであります。

調査期間は平成30年３月９日から本年２月25日までの２年間、調査期限は今月31日となっております。本委員会を構成する委員は全議員でございます。協議内容につきましては、調査期間中に17回の委員会を開催し、その経過概要をお手元に配付した委員会調査報告書に記してありますので、ご参照ください。

この協議の結果、仁淀川町議会基本条例（案）を作成しました。本条例（案）は、町民との意見交換会、町長などが議員の質問及び質疑に対して趣旨確認のため行使できる反問権、議会の情報公開、これらを基本に取りまとめたもので、今後は現在運用している本町議会会議規則などとの調整を総務教育民生常任委員会で行い、次回６月定例議会での制定を目指します。

以上、特別委員会報告といたします。

○議長　以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第４、議案第３号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてから、日程第35、議案第34号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第36、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第３号から議案第34号まで一括し

閲覧用

て、片岡副町長。
○副町長　おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案について順次ご説明申し上げます。
　議案書１ページをお願いします。
　議案第３号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について。
　町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　この条例は、地方自治法の改正に伴い、議案書２ページのとおり、町長等の町に対する損害賠償責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。
　議案書の３ページをお願いします。
　議案第４号、仁淀川町学校教育施設整備基金条例について。
　仁淀川町学校教育施設整備基金条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　この条例は、国庫補助の制度上、学校を他の目的に転用した施設の利用料のうち、町の収入となるものは基金に積み立て、公立学校の施設整備に充てなければならないとされているため、議案書４ページから５ページのとおり、条例を制定し、基金を設置しようとするものでございます。国庫補助により整備した旧名野川小学校は、現在シェアオフィスに転用しておりますが、転用の条件として、町の収入となる利用料収入は基金に積み立て、公立学校の施設整備に活用しなければならないとされていることから、本条例を制定しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。
　議案書６ページをお開きください。
　議案第５号、仁淀川町交流センター設置及び管理に関する条例について。
　仁淀川町交流センター設置及び管理に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　この条例は、耐震改修を機に、仁淀川町立中央公民館を地域交流の振興を図る施設として整備し、管理するために、議案書７ページから10ページのとおり、条例を制定しようと

閲覧用

するもので、施行は規則で定める日からとしております。

議案書11ページをお願いします。

議案第６号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例は、標記法律の施行に伴い、議案書12ページから17ページのとおり、仁淀川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、仁淀川町手数料徴収条例及び仁淀川町固定資産評価審査委員会条例の３本の条例において、所要の改正を行おうとするもので、施行は公布の日からとしております。

議案書の18ページをお開きください。

議案第７号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例は、民法の一部改正により、連帯保証人の極度額を定める必要が生じたため、議案書19ページから20ページのとおり、仁淀川町奨学資金貸付基金条例、仁淀川町営住宅管理条例、仁淀川町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の３本の条例において所要の改正を行おうとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。

続きまして、議案書の21ページをお願いします。

議案第８号、仁淀川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方自治法の改正に伴い、引用部分の条項にずれが生じるため、議案

閲覧用

書22ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。

続きまして、議案書の23ページをお願いします。

議案第９号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるため、議案書24ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行日は令和２年４月１日からとしております。

続きまして、議案書25ページをお願いします。

議案第10号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、委員等の見直しを行うため、議案書26ページから28ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。

続きまして、議案書の29ページをお願いします。

議案第11号、仁淀川町地方創生基金条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町地方創生基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が延長されることに伴い、議案書30ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行は公布の日からとしております。

続きまして、議案書31ページをお願いします。

議案第12号、仁淀川町保健（福祉）センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

閲覧用

仁淀川町保健（福祉）センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、大崎診療所建てかえに伴い仁淀川町保健センターを廃止するため、議案書32ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は公布の日からとしております。

続きまして、議案書33ページをお願いします。

議案第13号、仁淀川町高齢者総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町高齢者総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、明神ランドを廃止するため、議案書34ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は公布の日からとしております。

議案書35ページをお願いします。

議案第14号、仁淀川町シェアオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町シェアオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、仁淀川町シェアオフィスの管理を指定管理者による管理から町の管理に変更するため、議案書36ページから37ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。

議案書38ページをお願いします。

議案第15号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、消防団の組織変更に伴い、定数及び報酬等を見直すため、議案書39

閲覧用

ページのとおり、本条例の一部を改正しようとするものでございます。
施行日は令和２年４月１日としております。
議案書40ページをお開きください。
議案第16号、仁淀川町区長及び地域長設置条例を廃止する条例について。
仁淀川町区長及び地域長設置条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
この条例廃止は、地方公務員法等の改正に伴い、区長等が特別職非常勤公務員から除外されるため、議案書41ページのとおり、本条例を廃止しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。
議案書の42ページをお開きください。
議案第17号、仁淀川町行政不服審査会条例を廃止する条例について。
仁淀川町行政不服審査会条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
この条例廃止は、仁淀川町行政不服審査会に係る事務を高知県に委託するため、議案書43ページのとおり、本条例を廃止しようとするもので、施行日は、高知県に委託する日に合わせて、令和２年８月１日としております。
議案書44ページをお開きください。
議案第18号、仁淀川町立中央公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。
仁淀川町立中央公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
この条例廃止は、仁淀川町立中央公民館の改修に伴い、施設の用途を変更し、地域交流の振興を図るための施設とするため、議案書45ページのとおり、本条例を廃止しようとするもので、施行日は令和２年６月１日としております。
議案書46ページをお開きください。
議案第19号、仁淀川町内職センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。
仁淀川町内職センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、地方自治法

閲覧用

第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　この条例廃止は、既存施設の改修等を行い、移住定住住宅等へ用途変更するため、議案書47ページのとおり、本条例を廃止しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。
　議案書48ページをお開きください。
　議案第20号、仁淀川町残土処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。
　仁淀川町残土処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　この条例廃止は、残土処理場としての役割を終了したため、議案書49ページのとおり、本条例を廃止しようとするもので、施行日は令和２年４月１日としております。
　続きまして、議案書の50ページをお開きください。
　議案第21号、令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第５号）について。
　令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　別添の令和元年度仁淀川町一般会計補正予算書（第５号）の１ページをお開きください。
　令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第５号）。
　令和元年度仁淀川町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。
　歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億7,754万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,747万7,000円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。
　繰越明許費の補正。第２条、繰越明許費の変更は、第２表繰越明許費補正による。
　地方債の補正。第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正による。
令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋
　まず、歳入でございますが、10ページ、10款の地方交付税の普通交付税は予算計上留保額の全額、１億8,417万7,000円を、また、特別交付税は交付額が未確定のため、留保額の一部の１億2,000万円を補正しております。

閲覧用

11ページ、12款の分担金及び負担金の農地災害受益者負担金37万5,000円の減額は、事業費の確定に伴う補正でございます。

12ページ、14款の国庫支出金は、補助額の確定等による補正のほか、住宅耐震診断関連事業の割り当て増に伴う社会資本整備総合交付金430万5,000円を補正しております。

13ページから14ページにかけての15款の県支出金は、補助額の確定等による補正のほか、林業費の補助金には国の補正に伴う林道改良事業費補助金3,100万円、教育費補助金にはＧＩＧＡスクール構想実現に向けた整備のための関連補助金1,834万8,000円を補正しております。

15ページ、16款の財産収入は、旧グループホームよりあいの土地及び建物の貸し付けに係る収入の補正でございます。

16ページ、18款の繰入金は、事業費の確定等による調整でございます。

17ページ、20款の諸収入は、仁淀川林産協同組合への貸付金に係る返還金399万9,000円の補正でございます。

18ページ、21款の町債は、事業費の確定等による調整でございます。

次に、歳出でございますが、20ページ、２款の総務費は、旧本庁舎解体工事費等の事業費確定に伴う減額補正でございます。

21ページ、３款民生費は、後期高齢者医療関係の負担額等の確定に伴う補正でございます。

22ページ、４款の衛生費は、高吾北広域清掃センター特別負担金1,522万2,000円の減額、その他財源振替を行っております。

23ページから24ページの５款農林水産業費のうち、農業用施設維持費の委託料500万円は、国費の割り当て増による自然環境活用センター耐震診断委託料、また、林道費の15節工事請負費5,530万円は、国の補正に伴う林道舟形線ほか３路線の改良工事費、同じく19節負担金補助及び交付金の720万2,000円は、県営林道シバゴヤ線の県営負担金の補正となっております。

25ページをお開きください。６款商工費は、財源調整による財源振替でございます。

26ページ、７款土木費は、事業費の確定による補正でございます。

27ページ、８款の消防費は、国の割り当て増に伴う住宅等耐震関連事業1,519万4,000円の補正を行っております。

28ページの９款教育費は、国の補正に伴うＧＩＧＡスクール構想実現に向けた整備費

閲覧用

3,431万4,000円の補正並びに長者小学校の遊具整備工事費96万3,000円の補正のほか、事業費の確定による補正でございます。

29ページ、10款災害復旧費は、実績見込みによる減額補正を行っております。

以上の結果、歳入歳出それぞれ１億7,754万4,000円の減額となっております。

議案書に戻って、51ページをお開きください。

議案第22号、令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。

令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度仁淀川町特別会計補正予算書（後期高齢者医療）（第１号）の１ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,740万2,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は６ページから９ページをご参照ください。

まず、６ページから８ページの歳入についてですが、保険料の収入見込みによる調整や、繰越金の確定による補正となっております。また、歳出は保険基盤安定負担金の確定に伴う納付金208万3,000円の減額補正でございます。

議案書に戻って、52ページをお開きください。

なお、議案第23号から議案第30号の一般会計及び特別会計に係る令和２年度当初予算につきましては、私からは詳細な説明は省かせていただきますので、ご了承ください。

閲覧用

議案第23号、令和２年度仁淀川町一般会計予算について。

令和２年度仁淀川町一般会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和２年度仁淀川町一般会計予算書、当初予算書の１ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町一般会計予算。

令和２年度仁淀川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ71億3,784万2,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

地方債。第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表地方債による。

一時借入金。第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第５条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、53ページをお願いします。

議案第24号、令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和２年度仁淀川町特別会計予算書の１ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億796万8,000円と定

閲覧用

める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、54ページをお開きください。

議案第25号、令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、特別会計予算書の31ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算。

令和２年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億9,980万9,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

一時借入金。第３条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定める。

歳出予算の流用。第４条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

閲覧用

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、55ページをお願いします。

議案第26号、令和２年度仁淀川町介護保険特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町介護保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、特別会計予算書の63ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町介護保険特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億9,082万6,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、56ページをお願いします。

議案第27号、令和２年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、特別会計予算書の93ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億2,810万円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

閲覧用

一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、57ページをお願いします。

議案第28号、令和２年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、特別会計予算書の107ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,216万5,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

一時借入金。第３条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、58ページをお開きください。

議案第29号、令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の特別会計予算書の125ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,831万9,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

閲覧用

債務負担行為。第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

地方債。第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表地方債による。

一時借入金。第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、59ページをお願いします。

議案第30号、令和２年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について。

令和２年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、特別会計予算書の145ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算。

令和２年度仁淀川町の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億529万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、60ページをお開きください。

議案第31号、行政不服審査法第81条第１項の機関の事務の委託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、行政不服審査法第81条第１項の機関の事務を委託することについて、高知県と別紙規約をもって協議したいので、同条第３項において準用する同法第252条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、議案書61ページのとおり、行政不服審査会に係る事務を高知県に委託するため、議会の議決を求めるものでございます。

施行日は、高知県に委託する日に合わせて、令和２年８月１日としております。

議案書62ページをお開きください。

議案第32号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県

閲覧用

市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、令和２年４月１日から、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、これに伴い高知県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、議案書63ページのとおり、高知県市町村総合事務組合の構成団体が解散し、脱退することに伴い、規約の変更が生じるため、議会の議決を求めるものでございます。

施行日は令和２年４月１日となっております。

議案書64ページをお願いします。

議案第33号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、議案書65ページのとおり、高知県市町村総合事務組合の構成団体が解散し、脱退することに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものでございます。

議案書66ページをお開きください。

議案第34号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年３月３日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案も、議案書67ページのとおり、高知県市町村総合事務組合の構成団体が解散し、脱退することに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

閲覧用

午前１１時２５分　休憩

午前１１時２７分　再開

○議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午前１１時２７分　散会

閲覧用